

C F T ニュース & 息抜き（8月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2023年7月の気になる問合せ

（1）製品納入先から「貴社は容器包装のポジティブリスト制対応はしているか」、と問われた。どういうことで、どう対応すればよいのか。

⇒ 容器包装材質のポジティブリスト制度は、厚生労働省が2018年6月に HACCP 義務化などと共に食品衛生法を改正し、2020年にポジティブリストが告示されました。経過措置期間は2025年5月末までです。日本独自のものでなく、国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、と理解しています。

制度上は、コーヒー事業者は使用している包装材の材質について、食品衛生法に基づき包材納入先より連絡があると考えます。

食品衛生法第53条は「政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。」としています。

食品が問題のある包装材の化学物質に汚染されないようにするための制度と理解しています。

（2）複数の行政庁に「無農薬コーヒー表示は許されるか」聞いたが、最終的にコーヒー公正取引協議会に聞くように言われた。無農薬表示は問題か。

⇒ 農林水産省が担当するのは「生もの」のみと言ったのは理解できません。農林水産省は有機加工食品のQ&Aも策定しており、貴社が農水省の

Q&A を基に農水省に問合せをされたのは正しい行為です。

ただ、「無農薬」表示は問題だと考えます。有機農産物の栽培に認められる農薬もあり、「無農薬」と表示されるのは優良誤認問題につながる恐れがあります。

全日本コーヒー公正取引協議会は会員組織で、会員が遵守する表示事項を規約に定め、会員に遵守を求めています。御社はコーヒー公正競争規約には縛られません。当方に聞かれたので、お応えしますが「無農薬コーヒー」と表示されるのは、無農薬の根拠が定かでないのでお止めになるべきと考えます。

なお、コーヒー公取協は有機コーヒーの場合、JAS 認証を全ての段階で取得することを求めており、通常より厳しい考えで対応しています。

(3) コーヒー生豆を消費者向けに販売する場合、品名欄は「コーヒー生豆」と表記することで、よろしいか。また、納入先は、コーヒー生豆の表示に賞味期限の記載が必要でないかと言っているが、どうすればよいか。

⇒ 品名を「コーヒー生豆」とされることで問題ありません。

一般消費者用に生鮮食品を販売する場合の表示は、食品表示基準第18条は以下の表示を邦文で記載することを求めています。コーヒー生豆は生鮮品扱いで、厚生労働省ではコーヒー生豆を「生鮮コーヒー」と称しています。

- ① 名称： その内容を表す一般的な名称
- ② 原産地： コーヒー生豆の生産国名を記載する。複数の生産国の生豆を混合した場合、当該コーヒー生豆の重量の割合の高い順に国名を記載する。3カ国以上のコーヒー生豆を使用している場合、全ての国名を記載できなければ、上位2カ国を記載し、それ以外は「他」又は「その他」と記載する。
- ③ 内容量
- ④ 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所

なお、コーヒー生豆は生鮮品ですので「賞味期限」の表示は必要ありません。

2. 「コーヒー生豆」を貴方はどう読みますか！

コーヒー関係者以外の方々は普通、「コーヒーきまめ」と読むと思います。間違いではありませんが、古くからのコーヒー事業者は「コーヒーなまめ」と言います。CFT 子がコーヒー業界に関係した時、「コーヒーきまめ」と言ったところ、大変顰蹙を買いました。顔に「このコーヒーのど素人奴」という雰囲気が出ていました。間違いでなくとも、業界に入れば業界用語は当たり前です。

昔、飲み屋に早めに行くと、午後8時過ぎなのに、お店の従業員の女の子が「おはようございます」と言って入ってきたのに驚かされましたが、出勤時なので「おはよう」が飲食業界では普通なのでしょう。恐らく、我々が知らない業界用語はかなり多くあるのでしょう。

最近、家庭用焙煎器（機）が次々発売され、コーヒー生豆の需要が高まっています。消費者や販売者は「コーヒー生豆」をどのように読んでいるのでしょうか。コーヒー生豆販売時の読み方がどのように定着するか CFT 子には関心があります。

コーヒー生豆を購入される時は、コーヒー産地（生産国）を確認され、生産国により味がかなり異なることをお楽しみください。